

「かながわ人権施策推進指針」改定素案に関する 提出意見及びこれに対する県の考え方

○意見募集期間 令和3年10月13日（水曜日）～令和3年11月12日（金曜日）

○意見募集結果の概要

- ・意見提出件数 67件
- ・意見提出者数 個人23人・団体 3団体

○意見内容の概要

意見の内容	延べ件数
1 指針全体に関する意見	5
2 人権教育・人権啓発の推進に関する意見	0
3 相談・支援体制に関する意見	2
4 分野別施策の方向に関する意見	55
5 人権施策の推進体制に関する意見	2
6 その他	3
合計	67

○県の考え方の概要

意見の反映状況	延べ件数
A 新たな指針に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	20
B 新たな指針には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	7
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	28
D 新たな指針に反映できません。	10
E その他（感想・質問等）	2
合計	67

令和4年3月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

「かながわ人権施策推進指針」改定素案に関する県民意見及び意見に対する県の考え方

【内容区分】

- 1 指針全体に関する意見
- 2 人権教育・人権啓発の推進に関する意見
- 3 相談・支援体制に関する意見
- 4 分野別施策の方向に関する意見
- 5 人権施策の推進体制に関する意見
- 6 その他

【反映区分】

- A 新たな指針に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）
- B 新たな指針には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。
- C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
- D 新たな指針に反映できません。
- E その他（感想・質問等）

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
A 新たな指針に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）				
1	1	前のものよりもページが分かれていたりコラムがあってとても読みやすくなって良かったです。	A	ページ構成を含め、読みやすい指針となるようにしました。
2	1	外国人の労働問題や、のみならず日本人の労働問題も様々法令改正がなされており、働き方改革が進んでいるため、労働者の人権というトピックを取り扱うこともご検討頂きたいです。	A	就労に関する問題は、他の分野の人権課題と複合して生じることが想定されるため、「VI分野別施策の方向」の各分野において、それぞれの取組みの方向について記載しております。
3	1	3 指針の性格（4）2 行目「・・・点検を適宜行う・・・」→社会の変化の速度が著しいなかには、5年ごとに改定するなど、指針改定の年限の目標を明記すべきではないでしょうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「この指針は、改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することとします。」と記載を修正しました。
4	4	子どもの関係法令に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律を追加してください。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「VI 分野別施策の方向」中、「1 子ども」の分野において、関係法令を追記しました。
5	4	2 女性について 【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】として、「女性の就業支援の推進」があげられているが、むしろ、ここに記載されている内容は、【当事者支援等の推進】ではないのか。特に、「女性の就業支援の推進」の前段に記載されている職業訓練等の実施までは、当事者支援としか思えない。【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】というのであれば、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」こそが、社会づくりに向けた環境整備ではないか。 どうしても、「女性の就業支援の推進」の後段に書かれている事項を【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】として位置付けたいのであれば、「仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、」を「仕事と子育ての二者択一を迫られることなく自らが望む形で働くことができるよう、」とするか、「仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続けることができ、自らが望むキャリアアップができるよう、」または「仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続け、個性と能力を十分発揮できるよう、」としていただきたい。 女性の場合、働き続けることができても、いわゆるマミートラックにはまってしまい、意に反する業務しかやらせてもらえず、キャリアアップするチャンスもないということがおきており、これは女性の人権侵害であると考えます。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「VI 分野別施策の方向」中、「2 女性」の分野において、主な取組みの方向に係る記載を全面的に見直しました。
6	4	（「2 女性」のコラムの下段）下から2行目「ジェンダーギャップ指数」について、政治分野、経済分野でギャップが大きいことなど、もう少し説明を加えた方がよいのではないのでしょうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、ジェンダーギャップ指数に関する説明を追記しました。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
7	4	(「4 高齢者」の)エ「・・・高齢者に対する尊敬や・・・」→尊敬ではなく敬意のほうが適切ではないでしょうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、記事を修正しました。
8	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)前文1行目「偏見や差別意識」について 「意識」は、あくまでそれぞれの人の意識であり観念です。心の中で何を考え思っても、偏見や差別する意識があっても、発言や行動に現れない限りそれは内心の自由です。様々な分野での人権侵害について、100%偏見や差別する意識が解消されるということはありません。 よって、「差別意識」という用語は適切ではないので使用しないことを要望します。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「差別意識」という用語は使用しない方針として、指針全体の記事を修正しました。
9	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)(1)主な取組みの方向「ア 同和教育の推進」という表題について 現在、昔からのいわゆる「同和教育」というものは、神奈川県内では、人権教育内の一つとしていられると考えられます。ことさらに「同和教育」を強調しなければならない状況にはない考えます。 よって「ア 同和教育の推進」の表題は、「同和問題についての教育の推進」に改定するように要望します。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、当該項目を「同和問題(部落差別)についての教育の推進」に改題しました。
10	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)(1)主な取組みの方向「ウ えせ同和行為の排除」について 「えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処について啓発します。」に同意します。	A	ご同意いただいた趣旨を踏まえ、引き続きえせ同和行為の排除に向けた取組みを推進してまいります。
11	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)(1)主な取組みの方向「オ インターネットを悪用した部落差別の抑止」の表題について インターネット上では、様々な分野での差別表現がみられます。指針で取り扱うならば「悪用」とか「抑止」とかの用語を使うのは適切ではないと考えます。現在社会及びインターネット上でも「部落」に関する言論表現行為について、「部落問題にたいする非科学的な認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況」を積極的につくりだす言論表現活動を進めることが基本です。 よって、「オ」の表題は「オ インターネット上の差別表現の取扱」が相応しいと考えます。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、表題を「インターネットによる部落差別の解消に向けた取組み」に変更しました。
12	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)(2)主な関係法令 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律」に同意します。	A	ご同意いただいた趣旨を踏まえ、引き続き、関係法令に基づく取組みを推進してまいります。
13	4	外国人の関係法令に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律を追加してください。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「VI 分野別施策の方向」中、「7 外国籍県民等」の分野において、関係法令を追記しました。
14	4	LGBT関連について LGBTとはなにかという理解への促進、そしてそういった人達にも他と変わらない権利の普及といった活動は神奈川県は非常に進んでいる方だと思います。私も何度か当事者同士の話し合いや、啓発イベントへ参加させて頂きました。コロナ禍でそういったイベントが今は中々できなくなってしまっているとはいえ、色々な趣向で働きかけてくれていると県民として嬉しい限りです。意見ではなく、ただの感謝になってしまいますが伝えたく、こちらに書かせて頂きました。ありがとうございます。好きな人と、好きな形で好きに生きていく、それは異常でも変でもない普通のことだと行政から言われると本当に嬉しいものです。これからもよろしくお願ひします。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、多様性を尊重する社会を目指して施策を推進してまいります。
15	4	2. 33ページ、11 性的マイノリティ (1)主な取組みの方向のアの最後の文言について、 「～施策のさらなる推進に必要な支援を行います。」を「～施策のさらなる推進に必要な具体的かつ実効性のある支援を行います。」と文言追加して、心無い差別やヘイトスピーチによって性的マイノリティの子どもたちが健やかに生きる環境が脅かされている現状に対して具体的かつ実効性のある支援体制を作っていただきたいと希望します。	A	性的マイノリティ施策の推進に係る具体的な取組みの方向につきましては、「教育・啓発等の推進」及び「当事者支援等の推進」に記載しております。
16	4	(「11 性的マイノリティ」の)10行目「・・・医療従事者や支援機関への理解を広める・・・」→意味が明確ではないように思います。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「性的マイノリティ」分野の記事を見直しました。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
17	4	性的マイノリティを採り上げたのはすごく良いと思います(神奈川は先進的なイメージだったので今までなかったのが不思議な感じがします)自分は学生ですが、親世代より上になると単語自体わからないことが多いです。(多分ですが)性的マイノリティ、性的指向、性自認の全部よく分かっていない人が年配の人には相当多いと思います。そういう人にも知ってもらうためにも、用語の解説をつけてほしいです。できればアセクシャルやエックスジェンダーについても理解してほしいので、よろしくお願いします。同性が好きなんじゃなければ異性が好きが普通と思ってる人がまだまだものすごくいます。そういう人にもわかってもらえるようなものにしてほしいです。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「性的マイノリティ」分野の記載を見直すとともに、主な用語について解説を追加しました。
18	4	近年、性的少数者の理解が進む一方で、正しく理解されていないことにより、トランスジェンダー女性(MtF)に対して、インターネット上においてヘイトスピーチが強まっていることで当事者が脅かされています。不当な差別的言動であるヘイトスピーチは重大な人権侵害ですので、「7 外国籍県民等」と同様に、「11 性的マイノリティ」に、「ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進」を追加していただけますようお願いいたします。	A	性的マイノリティの方に対する不当な差別的取扱いについては、「主な取組みの方向」中、「性の多様性に関する啓発活動の推進」で記載しておりますが、ご意見を踏まえ、差別的言動の防止に関する記載を追加しました。
19	4	(「12 インターネットによる人権侵害」の)(1)イ インターネットで情報を発信する際のルールやマナーだけでなく、インターネットから情報を得るにあたってのリテラシーも重要だと考えます。総合的なメディアリテラシー教育の必要性についても言及すべきだと思います。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「インターネットによる人権侵害」分野の前文に、インターネットから情報を得る際の注意点について追記しました。
20	4	災害発生時の人権課題10行目「・・・女性、高齢者・・・」→外国籍県民、性的マイノリティなども列記したほうがよいのではないのでしょうか。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、「多様な視点」の例示を見直し、「外国籍県民等」の記載を追加しました。
B 新たな指針には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。				
21	4	障害者のところに大人の発達障害のコラムがあったらもっと、いいと思いました。大人の発達障害は最近注目されていますが診断してもらえない病院もかなり少なく、医者も診断できる人が少ないので支援を受けられない人が多くいます。診断を貰えないと仕事で症状がなまけている、生意気、非常識、やる気がないとあう評価を受けて働きづらい状態が改善されませんが、それだけでなく、診断書を持っていても理解がされず配慮はほとんどしてもらえない現状がある、辞めさせられることもあるということや例えば視覚過敏などの症状についてを多くの人に知って欲しいです。少しの配慮で働く側も雇う側もメリットがあると思うので、ぜひよろしくお願いします。	B	本県では、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA(エース)」を設置し、発達障がいのある方や御家族、関係者への支援のほか、地域の支援体制づくりなどに取り組んでおり、大人の発達障がいについては、今後、ホームページによる情報発信の強化や職場における理解促進に取り組むこととしています。本指針の性質上、特定の障がいのみを対象としたコラムの掲載はいたしかねますが、ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き総合的な支援を行ってまいります。
22	4	コロナワクチン接種している人だけ優遇され、打ってない人は優遇されないということの差別が既におきております。これは徹底してなくす対策を県は講じてください。「STOPワクチン接種差別」接種証明の提示は差別・人権侵害に当たり禁止です」「コロナワクチン未接種差別禁止協力店」のステッカーを飲食店やイベント会場等に県として配布する様お願い致します。かながわ人権施策推進指針のホームページに、「コロナウイルスにり患している事、若しくはり患している恐れがあること、又はコロナワクチン未接種者への差別禁止について」の専用ページを作ってください。そこに明確に、「何人も新型コロナウイルス感染症にり患している事若しくはり患している恐れがあること、またはコロナワクチン接種していない事等を理由にして差別的取り扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害、ひぼうそのほか権利及び利益を侵害することをしてはならない」と明記ください。県は全ての差別に悩む県民に対し、相談体制をとり必要な措置を講ずるものとする。ということも明記ください。	B	県ホームページ「新型コロナ差別・偏見、ワクチンハラスメントをなくそう」(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/jinken01.html)において、ワクチン接種に関する差別や偏見、いじめが許されないことも含め、新型コロナウイルス感染症に関連する差別等の防止を呼びかけるとともに、差別に悩む方のための相談窓口について掲載しております。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
23	4	<p>①教育現場において(学級、大学の対面授業等で)未接種者が挙手をさせられた。 ②修学旅行や運動会に参加するにあたり、未接種者が接種者に気を遣う。 ③職場において既往症やアレルギー体質の為に未接種者の人が接種者に理解されず、心ない言葉を掛けられる等の圧力を受け、休職におこまれた。 ④就職活動において、未接種者が不利になるような企業における未接種者への偏見、差別意識が全体にある。 ⑤接種者には宿泊施設、イベントや飲食店での優遇があり、未接種者はその恩恵を受けることが出来ない。</p> <p>以上の事は全て県の指導や対策によって根絶する必要があります。今後予想される事案として</p> <p>①未接種者である事を理由に、施設への来店、入店、利用を拒否される。 ②未接種者である事を理由に、学校行事への参加を拒否される。 ③未接種者であることを理由に、職場を解雇、契約の更新を拒否される。 ④未接種者であることを理由に、職場で不当な配置転換を求められる。 ⑤未接種者である事を理由に、採用試験に不合格になり、採用されない。就職が出来ない。 ⑥未接種者には自己負担となる陰性証明書、抗体証明書などの発行が度々求められ、職場、学校、施設利用等で差別化される。無料でワクチンを接種した接種者が有利となる。このような予想されることは全て防止すべきであり、ワクチン未接種者、マスク未着用者に対する差別防止を求めます。</p>	B	<p>個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、新型コロナウイルス感染症に関する差別防止については、県ホームページ「新型コロナ差別・偏見、ワクチンハラコメントをなくそう」 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/jinken01.html)による周知・啓発など、既に取り組んでいます。</p>
24	4	<p>「かながわ人権施策推進指針の改定素案」に対する意見：「VI 分野別施策の方向」に、一つの分野として、「新型コロナワクチン非接種者」を追記し、非接種者への差別禁止を明記することを要望します。</p> <p>(理由) 新型コロナウイルス(2回)接種者の比率は、日本国民の72.5%(令和3年11月1日現在)、神奈川県民の82.83%(令和3年10月31日現在、)となりました。非接種者が少数派となる中、接種を促す同調圧力は学校、職場などで依然として強く、非接種者の人権が脅かされています。 このような中、国は経済活動回復を目的にワクチン接種証明書の国内利用を企図しています。しかし、その提示を公営施設や公共交通機関の利用の条件とし、民間の宿泊施設や飲食店の利用、旅行・イベント等への参加等の条件とすることが積極的に推奨されるならば、市民は社会生活のあらゆる場面で接種証明書の提示が求められ、非接種者も接種を強いられることとなります。これは、憲法で保障された基本的人権(13条：自己決定権、幸福追求権、22条1項：移動の自由)を不当に制約するものです。 また、ワクチン接種後においても新型コロナウイルスに感染し他者にも感染させる事実(ブレイクスルー感染)が国内外で多数報告されています。よって、接種証明の有無により施設の利用等に差異を生じさせることは、接種者と非接種者との不当な差別であり、平等権を保障した憲法第14条に違反します。 そもそも新型コロナワクチンは、その開発から承認までの期間が1年程度で、医薬品医療機器等法第14条の3に基づく特例承認にとどまり、長期にわたる被接種者の追跡調査という治験が全くありません。そのため、接種による長期にわたる副作用(副反応)の危険性に関する不安は拭いがたく、接種を思いとどまる大きな理由の一つです。現に、厚生労働省の発表(令和3年10月22日)では、接種後の死亡として報告された事例が1312件あり、アナフィラキシーショック、心筋炎等の重篤副反応は5204件です。副反応のうち147件が救済認定されています。 政府では、抗原定性検査やPCR検査により陰性であることの検査結果証明書にワクチン接種証明書と同じ効力を与えるという方法(ワクチン・検査パッケージ)も検討されていますが、検査の煩雑性やその有効期間が短いと考えられることや、検査のたびに相当な費用負担を強いられることから、非接種者に不当な負担を強いるものとなり、違憲、人権侵害のおそれがあります。</p>	B	<p>指針の構成上、「新型コロナワクチン非接種者」を単独の分野とすることはできませんが、新型コロナウイルス感染症に関する差別等の防止については、県ホームページ「新型コロナ差別・偏見、ワクチンハラコメントをなくそう」 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/jinken01.html)による周知・啓発など、既に取り組んでいます。</p>

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
24 続き		<p>厚生労働省のホームページには、次のような記載があります。</p> <p>Q 新型コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいですか。</p> <p>A 接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。</p> <p>新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。</p> <p>職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。仮にお勧めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。</p> <p>https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html</p> <p>また、法務省は、そのホームページで次のように呼びかけています。</p> <p>「政府は、新型コロナワクチンの接種について、国民の皆さまに受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。新型コロナワクチンの接種に関連する不当な差別はやめましょう。」</p> <p>https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html</p> <p>以上述べてきたことに基づき、神奈川県として、ワクチン接種の事実上の強制やワクチン非接種者に対する差別的な取扱いが招来されることを避け、非接種者の人権が保護されるために、「かながわ人権施策推進指針の改定素案」の「VI 分野別施策の方向」に一つの分野として「新型コロナワクチン非接種者」を追記し、非接種者への差別禁止を明記することを要望します。</p>		
25	4	<p>(VI 分野別施策の方向 5 疾病等にかかる人権課題 について)</p> <p>(2) 主な関係法令</p> <p>予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 を追加</p>	B	<p>人権課題に関係する法律は多岐にわたることから、「主な関係法令」には各分野に関わる主な法令及び条例のみを記載することとしております。このため、付帯決議を同項目に追加することはいたしません。付帯決議の内容については、県ホームページによる周知・啓発をはじめ、施策として既に取り組んでいます。</p>
26	4	<p>p 25 表題「1 同和問題（部落差別）」を「1 部落差別（同和問題）」とする。</p> <p>※理由：部落差別解消推進法では「部落差別」と明記している。</p>	B	<p>現行指針において「同和問題」としている項目について、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえ、「同和問題（部落差別）」として改題したものです。いただいたご意見を指針には反映しませんが、施策の推進にあたっては、関係法令や国の基本方針に基づいて取り組んでまいります。</p>
27	4	<p>一人親世帯について</p> <p>私も母子家庭で生活していたのですが、平成の一人親で育てられた私が今になって感じることは、資料にある通り、情報が欲しくても中々情報を得る状況にない人にもわかるネットワークが必要だということです。今は昔と比べれば情報は得やすい方とは思いますが、それでも基本的な知識が足りなかったり、情報を得ようとする余裕がなかったりと公的なサービスはどうしても見逃してしまいがちです。コロナの給付金の時ぐらいにしつこいほど周知徹底されるとよいと思います。母は新聞をとっており、自身で意識して色々な情報を知ろうとしてようやく様々なサービスを知ることが出来たと言っていたので、新聞やテレビを見る余裕がない家庭になると行政の情報を得ることは更に難しいのかと感じます。</p>	B	<p>県ホームページ「カナ・カモミール」において、ひとり親家庭の方が行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行っています。ご意見を踏まえ、ひとり親施策に関するさらなる周知徹底に努めてまいります。</p>

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。				
28	6	PDFでとても見やすく、読むのにとっても良い資料ですが、携帯端末だけで見ようとすると読み返すことなどが難しいので、こういった意見を募集して頂ける内容のものは冊子などで読めたらもっと理解しやすいかなと思いました。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
29	1	分野別施策の項目が多すぎると思うので、時代と県の重点施策にあわせて取捨選択が必要と思いました。 子ども、女性、性的マイノリティと障害者高齢者外国人を全面に出して、社会問題として貧困、インターネット、疾病を取り上げ、その他は様々な～に括ってしまって良いのではないのでしょうか？(本当は女性、性的マイノリティはジェンダー平等にくくったほうが良いと思いますが、まだ国としても理解、施策が進んでいないので仕方ないかと思えます) 部落、拉致問題が個別に取り上げられているのがせつかく令和の今改定するのに???と思います。社会問題として孤独孤立を単独分野にしないのなら、バランスをとって部落、拉致問題は後ろに回して欲しいです。(正直行政がやることの方が多く、歴史的に正しい理解をする以外にいち県民としてできることってないのではないのでしょうか?) 子どもに教える立場なので、カリキュラムを考える上でも県民から見た優先順位で並んでいると正直助かります。 女性蔑視や外国人排除、出身地差別をする大人を子ども世代はむしろ呆れて見ていると感じます。未来を見据えたアップデートをぜひよろしく願います。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
30	1	指針のなかに、あらゆる差別を禁止する人権条例の制定をめざすことを書きこんでくださるよう要望します。	C	指針は主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものであり、条例・制度の導入等、具体の実施策を記載するものではないため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
31	3	p11「1県の相談・支援体制」を「1県の相談・支援・救済体制」とする。この項2行目も「相談・支援・救済体制を追求します」とする。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
32	3	p11上記同行3行目として次の文章を入れる。 「神奈川県としても独自の救済システム(例として「人権救済委員会(仮称)」の設置を検討します」 ※理由：神奈川県として相談支援にとどまらず救済までの体制確立をめざすことが重要。又人権侵害に対応するための窓口を開設し、救済をはかるシステム構築が必要と思われる。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
33	4	女性のDV被害者を減じていくための男性加害者対策の必要性にも言及したほうがよいのではないのでしょうか。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考といたします。具体的には、DV加害者更正に向けた取組みについて、国の対策の具体化及び必要な法整備について国へ要望するとともに、加害者対応に関する国の検討の動向を注視してまいります。
34	4	(「6 同和問題(部落差別)」の)前文8～10行目「また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題(部落差別)に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。」について 同和問題は差別を許さない心(憎む心)、偏見や差別に立ち向かう心(憎む心)を育むためではありません。人間を尊重する教育です。いつまでも県民に憎悪(憎む心)を抱かせてはなりません。 よって以下のように訂正することを要望します。 「また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。」	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
35	4	性的マイノリティの子ども達の支援を行っている立場から以下の2点について意見を申し上げます。 1. 31ページ、9 犯罪被害者等の「オ 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施」のところに、「性的マイノリティ被害者への支援を充実させること」を言語化して追加してください。 「かならいん」のHPをみると、すでに火曜日に性的マイノリティ当事者の被害に対応できる相談体制があるようですが、限られた時間で祝日年末年始はありません。性的マイノリティの方々の中にも性犯罪や差別的な扱いを受けるなどで少なからぬ犯罪被害者がおられ、まだ自分のセクシュアリティに迷い悩みの渦中にある子らでは命を大切にすることも難しくなっています。また、性的マイノリティの人が相談自体をためらうこともよく知られている問題の一つです。火曜日に特別枠が設けられていることは一定の救済策にはなるでしょうし、火曜日以外の電話も「性別等は問いません」とはなっていますが、相談しやすい環境が十分に整っているとは言えません。せっかくの指針改定の時なので、上記を言語化して、性的マイノリティの人への支援体制を充実させていくことは、社会全体の福祉の向上に資することと思います。	C	「かならいん」では、男性及びLGBTs被害者のための専門相談を設けるほか、性別等を問わず、性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に対応しております。また、相談員研修等を通じて性的マイノリティの被害者への理解を深めています。性的マイノリティの方への支援について、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
36	4	性的マイノリティの環境整備のところに同性も事実婚として認められるよう国に要望するなどを追加して下さい。20代のカップルですが、扶養はともかく何かあった時の遺族年金などを受け取れないので将来がとても不安です。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
37	4	性的マイノリティの人権保障について、素案33頁において独立した一分野として掲げたこと、並びに、これに伴って具体的な施策が明記されたことは高く評価できる。その中で、性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いや、本人の意に反する暴露等を未然に防ぐための啓発活動を推進するとされている。 この点、性的指向又は性自認が人の生き方そのものに関わり、個人の尊厳の根幹部分といえ、これを理由に差別をすることは決して許されないことに鑑み、当会は国に対し、性的指向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある立法を求めている。（2021年7月14日付会長声明）。 県においても、条例等による性的指向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある施策（例えば、差別禁止条例の創設、県全体のパートナーシップ制度の導入等）を推進されたく、その旨を明記すべきである。	C	指針は主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものであり、条例・制度の導入等、具体の実施策を記載するものではないため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
38	4	p.36「12 インターネットによる人権侵害」「エ インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組み」について 近年YouTube等のサイトにおいて、県の名を冠する団体を自称する者が、人権啓発を名目として、県内外の特定の地区を部落として紹介する動画を公表しています。差別的書き込みへの対処として、かかるケースについても県として主体的な解決が図られるべきであると考えます。	C	個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
39	4	孤独、孤立(引きこもり、高齢者・障害者などの孤独死)について これは個人的な感じ方なのですが、もちろん孤独や孤立を苦しみに感じて悲しまれる方も多いと思いますが、半分ほどは自身で選んで1人を選んでいる方も多いと思います。色々な生き方を何がしに許しを請わずとも出来るのが現代ですので、自ら望んで1人で生きたい人もいるのだということを行政側にも知ってもらいたいです。究極的には孤独死(嫌な言い方だと思います、1人で死んでしまっただけで孤独ではなかったかもしれないと思うからです)になってしまっても、用意在間に合わず若しくはそういった考えには至らず、事故死、病死等して住んでいる場所や他の人に迷惑をかけなければ、1人で生きることを選択した1人の人へ介入しすぎるからこそ、その人への人権を侵害になるのでしょうか。	C	当該項目は、「本人の意に反して社会から孤立してしまった方が、適切な支援を受けられない」等の問題について取組みの方向を示しているものであり、個人の選択について行政が介入することを意図したものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
40	5	人権施策の推進体制として共生推進本部室が人権施策の企画調整にあたる旨記述されていますが、各局に人権男女共同参画施策統括責任者、同推進責任者、同推進主任者兼研修指導者が設置されていることを踏まえれば、人権男女共同参画施策を推進する所管課は、やはり人権男女共同参画課という名称であったほうがよいのではないかと考えます。	C	組織の名称に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
41	5	p 40に次の内容を入れる。 「5、今後の人権政策の方向 (1) 人権課題を総合的に網羅し、またヘイトスピーチ規制を明確にした差別撤廃、人権尊重条例の制定を検討し、早期に具体化します。 (2) 又は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を具体化するために県としてそれぞれの法に対応する個別条例制定を検討し、早期に具体化します。」 ※理由：「ともにいきる憲章」をさらに具体化、発展させるためには人権総合条例又は個別条例制定へとステップアップが必要と思われる。またヘイトスピーチが大きな問題となっており、なくすための緊急の施策、条例化が求められている。	C	この指針は人権施策に関する県の基本姿勢や施策推進の方向を示すものであり、改定時点において実施されていない施策を記載することはできませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
42	6	次回の指針改定にあたっては、素案作成の前に人権に関する県民意識調査を実施して下さるよう要望します。	C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
43	6	<p>直接内容には関係無いかもしれませんが、以前概要版をもらったときにかなり分かりづらかったので、新しい指針では、本体は仕方ないのですが、概要版は県民がどうしたらいいのか、人権問題について考えたい時にまさに指針にできるようなハンドブック？ポケットブック？的な内容のもので、携帯しやすい小型のものにしてほしいです。</p> <p>できれば子供が関心を持つようにイラストなども入れてカラフルにしてもらえると助かります。(子供と読みたいものは現状親がシールを貼ったり、工夫して興味を引くのにとても苦労するので、とくに人権啓発のようなものは官公庁で配布しているものをそのまま親子で楽しんで使える形だととても助かります)</p> <p>差別のない社会をめざしてこれからもがんばってください。</p>	C	<p>ご意見の趣旨は、指針改定後、冊子や概要版を作成する際の参考とします。</p>
44	4	<p>ワクチン未接種者への差別禁止条例を制定してください。</p> <p>周りからのワクチンハラスメントがとても苦しいです。健康で周りにコロナになった人はいないのでどうして悪者にされなければならないのでしょうか。未接種者同士で長時間接していてもお互いコロナになっていません。未接種だから仕事解雇、飲食店に入れない、人権侵害です。コロナワクチンは死亡者や重篤者がとても多く非常に危険です。異物混入や心筋炎など異常がたくさん報道されています。ワクチン接種会場のトイレで亡くなった方もいます。私はアレルギーもありますし、こんなワクチンを打ちたくありません。コロナになってもほとんどは軽い風邪だったり無症状なので、過剰な感染症対策は必要無いと思います。</p> <p>体調が悪ければマスク、手洗い、うがい、換気、適度な運動、栄養のある食事、良質な睡眠、感染症対策はこれだけで良いと思います。</p> <p>ワクチン未接種者への差別禁止条例制定を宜しくお願い致します</p>	C	<p>条例の制定に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
45	4	<p>「コロナワクチン未接種者であることを理由」に、「マスク着用していないことなどを理由」にして、人間誰しも持っている基本的人権を奪われる社会を作るのは絶対拒否致します。</p> <p>ワクチン接種者だけ、マスク着用者だけ、健康者だけ優遇されるというのは、人権侵害です。</p> <p>津久井やまゆり事件も、障害者の方を排除するという優性思想のあらわれから悲劇を起こしました。このようなことを2度と繰り返したくないという思いで人権施策推進指針を県が作ったのであれば、少しでも差別とみられる芽は徹底して摘み取っておく姿勢を示す必要があります。</p> <p>コロナ対策だという理由で「コロナワクチンを打たない人は感染する」という偽りを信じ、ワクチン未接種者に対して差別をする風潮が後を絶ちません。しかし、厚労省HPにもあるように、コロナワクチンは感染予防効果は明らかになっておらず、接種しても感染する可能性があります。</p> <p>人間が持つ免疫力を高めれば、コロナ感染は十分防げますし、コロナという名目で差別が蔓延し、人権がないがしろにされることはあってはなりません。何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること若しくは罹患している恐れがあること又は新型コロナウイルスワクチン未接種であること等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他の権利および利益を侵害する行為をしてはならないとハッキリと世間に明示する必要があります。</p> <p>県のホームページを見ますと、「マスク飲食実施店」認証制度のご案内のページに「マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ」とあります。これは、マスク着用しない人に対する差別に当たるもので、決してあってはならないことです。県のホームページで「人権が全ての人に保障される地域社会の実現を目指して」と明記されている内容と相反すると思われれます。</p> <p>そもそも、マスク着用は任意であると、10月12日の東京地裁のワクチン訴訟で裁判長が明言していますし、私は厚労省コールセンターでもマスク着用は義務ではないと確認しております。</p> <p>ですので、マスク着用協力しない人に対して入店遠慮の働きかけはあってはいけないことなのです。このようなことを継続することは、教育面にも悪影響を及ぼし、学校でマスク着用したくないあるいはアレルギーや既往症でマスク着用できない教師や生徒、事務員等の精神的苦痛を増長致します。その結果人権が侵害されることはあってはならないことです。</p> <p>県としては「マスク着用は任意とし、いかなる場所においても、マスク着用しないことで、あらゆる場所において拒否されたり、着用することを執拗に求められたり強制されることはあってはならない」という内容をかながわ人権施策推進指針に盛り込むようお願い致します。</p> <p>そもそもマスクでウイルスは防げません。ウイルスはマスクの網目より約50倍も小さいのでマスクを着用してもウイルスは防げないのです。歴史的にみてもマスク着用は人民を黙らせ抵抗させないようにするための道具でした。マスク着用を強要することは奴隷になれと言っているのと同じです。ですので、国民がマスク着用するのが当たり前であり、しない方がおかしいという風潮そのものが既に人権侵害だと言えます。</p> <p>「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することはより強い周知を図り、単なる広報活動より意義があると言える」と佐々木信夫中央大名誉教授(行政学)というコメントもありました。条例を作ることで、より県民の人権を大切にしようという意識が高まり、より暮らしやすくなる県になると思います。</p>	C	<p>個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
46	4	<p>新型コロナワクチン未接種者に対する、また新型コロナ罹患に対する差別を是非とも作っていただきたいです。</p> <p>まず差別はあってはならないですし、ワクチンもそもそも任意のはずなのに、世の中は打たない人を偏見する傾向にあります。</p> <p>それは人権侵害です。打った人も打たない人も理解し合う世の中になるようにしてください。また、コロナ罹患者も同じです。宜しくお願いします。</p>	C	<p>条例の制定に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
47	4	<p>コロナワクチン未接種者に対する差別禁止条例を作ってくださいますようお願いいたします。</p> <p>条例を県が作ることで、未接種者に対する差別を防止しようという自覚を促すことができるし、人権を守る意識が高まると思います。高知県の例にもあるように</p> <p>第8条「何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること若しくは罹患している恐れがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他の権利および利益を侵害する行為をしてはならない」</p> <p>2「県は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、前項に規定する行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとする」これを条例として神奈川県でも作って頂き、県民が安心してワクチンを打たなくても暮らせる様にお願致します。</p>	C	<p>条例の制定に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
48	4	<p>10月12日に東京地裁において開かれたワクチン訴訟において、木原弁護士が「マスク着用は法的根拠はあるのですか」と質問したところ、「あくまで任意のお願いだ」と裁判長が言ったとのこと。ですので、マスクは外していいんです。</p> <p>元々子供は自然免疫をつけて大きくなるのに、かえってマスク着用で自然免疫が失われ、表情が乏しい、感情が出ないお子さんが増えていると聞きます。子どもは今まで、コロナで死者がほぼゼロなのに、マスクする必要がないはず。もういい加減にマスク着用は子供への人権侵害に当たると自覚して頂き、マスク着用不要の通達を出すべきです。</p> <p>マスク着用しても感染は防げません。子どもは特に泥んこ遊び砂遊びなどして、マスクが汚くなり不衛生です。マスクに口がつき、口と接触した部分が不衛生なまま菌が育ち、かえってコロナにかかりやすくなるのは本末転倒でしょう。マスクをつけないといけないう非人間的な対策はもういい加減辞めてください。いや、マスクは強要してはいないと言いたくなるかもしれませんが、マスク着用をお願いの県のホームページ見たら、もうマスク着用が当たり前になっていますよ。</p> <p>マスク着用したくないお子さんへのいじめも大変なさわざになっていきます。県がもうマスク着用を辞めていいと通達するだけで、どれだけの親と子供が救われるかわかりますか。それとも今後も国の顔色見て動くつもりですか。国はワクチン政策において、今後地方自治体に任せる意向を示し始めています。ということは、国のいうことさえ聞いていけばよいという事ではないのです。今後は国の言うこと聞いても「地方自治体に任せてあるので」と反撃されるかもしれませんよ。</p> <p>マスク着用はもとも奴隷化の一環であり、黙らせたい・抵抗させない支配層が支配しやすい洗脳道具でした。つまりマスク着用をお願いをするということは、人権侵害なのです。このような人権推進指針を実施する素晴らしい神奈川県なら、新鮮な息を吸う権利を保障してくださいませ。本来マスク着用は風邪をひいて咳が出る方体調の悪い方だけ、自主的につけるものでしょう。おかしいです。インフルエンザの時の方がよほど感染者も多かったはずなのに、ここまでマスクマスクワクチンワクチンと騒がれませんでした。おかしいと感じませんか。</p>	C	<p>個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
49	4	<p>VI 分野別施策の方向 5 疾病等にかかる人権課題 について</p> <p>2021年より始まった新型コロナワクチン接種において差別が起きているので人権上の問題として追加して取り上げて欲しいです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により人権上の問題が発生したようにワクチン接種においても差別が発生しています。「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」にもワクチン接種は任意とありますが、この付帯決議だけでは差別を解消するのに充分ではありません。施策として「ワクチン接種における差別禁止条例」を策定して欲しいです。「新型コロナワクチン接種」とせず「ワクチン接種」としたのはこれから新たな感染症またはインフルエンザウイルスに於いてもワクチン接種が努力義務となった場合を考えてのことです。</p>	C	<p>条例の制定に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
50	4	<p>ア 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進について</p> <p>市民・マスコミ等に対して啓発することとその為の市職員に対する正しい知識の普及。</p> <p>現在市民はテレビなどでマスコミからの情報を得ることが多いのでマスコミに正しい情報を報道してもらうことが必要です。しかしながらマスコミでは厚労省のHPにあるようなリスクがほとんど報道されず厚労省のHPにあるような死亡・副反応をリスクと感じてワクチン接種しない人への理解不足があります。</p> <p>またマスコミの過剰なコロナ感染症の報道やワクチン万能のような印象操作でワクチン接種しない人が感染を広げ周囲に病気を振りまき感染症の収束に協力しない自分勝手な人と誤認されている向きもあります。</p> <p>また報道機関がワクチンの危険性を訴える医師や研究者を一律デマを称してまともに報道しないので市民に分断が起こっています。これについては報道機関がワクチン推進派と慎重派、否定派の医師や研究者を生放送で討論するという企画をやって欲しいという声が多いです。1自治体の範囲を超える施策ですが一番効果が高いと思います。</p> <p>マスコミだけでなく厚労省が作った、サッカー選手が周りの人のためにワクチン接種します、とか「おもしろいワクチン」などは自分の身体に入れるものは自分で決めるという自己決定権を尊重してません。</p> <p>また横浜市のワクチン接種推進キャンペーンなどはワクチン接種した人が得をするというキャンペーンでワクチン接種者と非接種者の違いに根拠がないので差別に当たる上に市民に漠然と ワクチン接種者=良、優 非接種者=悪、劣 のイメージの刷り込みが起こり、市民を差別に慣れさせてしまう恐れがあります。これら人権上の問題を引き起こす報道、広告、キャンペーンは即刻やめるよう申し入れて欲しいです。</p>	C	<p>市の施策に関して県は指導・監督する立場にないため、県として具体的な対応はいたしかねますが、こうしたご意見があった旨は市に伝達するとともに、ご意見の趣旨は、今後の本県における啓発活動等の参考とします。</p>

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
51	4	イ 正しい理解を身に付け、患者等への理解を深める教育の推進 医療従事者へのインフォームド・コンセントの必要性の啓発 現在の医師の接種者へのインフォームド・コンセントを見ているととても充分とは思えません。早く多くの人に接種することに囚われて十分な説明を受けていない人が多いです。 また世界でワクチン接種が進む中当初では考えられていなかった効果や被害の情報が出てきましたが、接種する医師がその情報を十分に知らないことがあります。これは大変なことなので厚労省、医師会は接種する医師に定期的に十分な情報を与えることが重要です。	C	国及び団体の取組みに関するご意見であるため、県として具体的な対応はいたしかねますが、ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とします。
52	4	ウ 支援体制の充実 学校、職場などでワクチン接種済か未接種かを聞いたり調査することの禁止、またそれを理由として接種者と非接種者の扱いを変えることの禁止。接種済かどうか聞かれることに苦痛や同調圧力を感じ自己決定権が尊重されていないと感じる、または意にそぐわぬ接種をしてしまう可能性があります。接種していないために異動させられたり部活の大会のメンバーから外されることで社会から阻害されたと感じてしまうことがあります。	C	個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
53	4	ワクチンパスポート、接種証明について ワクチン接種者と非接種者の差別をしないようワクチンパスポートまたは接種証明の使用は海外渡航の時のみとして欲しいです。 自己決定権を尊重する人権上の配慮ですが、現在ワクチン接種のメリットは発症を減らせることのみなので感染症の観点から考えてもワクチン接種者と非接種者の違いは無くワクチンパスポート、接種証明の使用は合理的ではありません。 このようなことを徹底するために学校や職場、飲食店、遊技場などに『「STOPコロナ差別、コロナワクチン差別～ワクチンパスポート、接種証明の提示は差別に当たります。」差別に悩んだら0120-xxx-xxxxへ』のステッカーを貼るなどして欲しいです。 そしてHPの相談窓口には「こんな悩みにはこんな解決方法があります」など相談をイメージできる具体例を載せて欲しいです。	C	個別施策に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
54	4	コロナが始まってから、コロナ罹患者とその家族に対する差別、コロナ罹患者とかかわる医療従事者などへの差別が問題となりました。 医療従事者の家族だからといって学校でいじめられた子どもたちもいます。 そして、現在新型コロナワクチンの接種が行われる中、ワクチン未接種者への偏見、差別、いじめなどが全国的に問題となっております。例えば、ワクチンを打たないことで、職場や学校などで心無いことを言われ、精神的に体調を崩してしまったり、解雇を迫られたり、実習を受けさせてもらえず退学に追い込まれたり、修学旅行に参加させてもらえないなど深刻な問題が色々なところで起こっています。 ワクチン接種者には、既往症やアレルギー体質のために接種できない方や、自分が副反応で倒れたら家族を介護する人がいないという方、家族や友人、周りの人が重篤な副反応で苦しんでいる様子を見た方など様々な事情、立場の人がいます。そもそも接種するかしないかは個人個人の意思に委ねられているにもかかわらず、差別を受けたり、行動制限されるというのは、未接種者の人権が守られていないこととなります。既に8県では、新型コロナワクチン未接種者差別禁止条例が制定されています。そこで、神奈川県では、新型コロナワクチン未接種者差別禁止はもちろん、ワクチン接種の有無に関わらず、コロナ罹患者とその家族、コロナ罹患者と関わる医療従事者などへの差別禁止も含めた感染症にかかる差別禁止条例の早急な制定を求めます。	C	条例制定に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。
55	4	コロナ禍において、コロナにかかった人やコロナ罹患者と接する医療従事者、ワクチンを打っていない人などへの偏見や差別が問題となっております。 現在は特に、ワクチンを打っていない人への偏見や差別が全国的に問題となっており、今後ワクチンを打っていないことで行動を制限されてしまうのではないかと不安に感じています。 ワクチンを打っていないことで行動を制限されるというのは、差別を助長して人権が守られていませんし、そもそもワクチン接種するかしないかは一人一人が自分自身で決める権利があり、根本的に差別という意識があってはならないものです。 埼玉弁護士会もワクチンパスポートへの反対声明を出されています。8県では新型コロナワクチン未接種者差別禁止条例が制定されています。最近では、兵庫県が新型コロナウィルス患者やワクチンを打っていない人への偏見や差別を防ぐため、弁護士会、神戸地方法務局、兵庫労働局と共同宣言を発表しました。 神奈川県でも8県や兵庫県に続き、新型コロナウィルス患者やワクチン未接種者への職場、地域、学校などでの差別的な扱いや誹謗中傷を防ぐ共同宣言を出したり、新型コロナワクチン未接種者差別禁止条例を制定していただきたいです。 ワクチン接種の有無にかかわらずコロナにかかった人、コロナ罹患者と接する医療従事者、ワクチン未接種者など一人一人の人権が守られる神奈川県をお願い致します。 最後まで読んでいただき、ありがとうございました。	C	条例の制定等に関するご意見であるため、指針には反映しませんが、ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
D 新たな指針に反映できません。				
56	4	1 かながわ人権施策推進指針（改定素案）の目次Ⅵ分野別施策の方向の6番目の表題（表記）について （1）同和問題（部落差別） 今日まで、神奈川県は同和問題の解決の進捗に沿って、「HUMAN RIGHTS」「同和問題の正しい理解のために」「神奈川県人権施策推進指針」等の同和問題の表題（表記）の記述は「同和問題」と記述し「同和問題（部落差別）」という用語は使用していません。 同和問題の表題（表記）は「同和問題」とすることが神奈川県のこれまでの努力を無にしないことだと考えます。 さらに、「同和問題（部落差別）」の表題（表記）に逆行させることは、今日までに努力してきた地域住民の気持ちを逆なですることになります。よって、目次の表題（表記）は「同和問題」とすることを要望します。	D	表題（表記）は、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、今回の改定において変更したものであるため、いただいたご意見は指針に反映できません。
57	4	前文1行目「同和地区・被差別部落出身者等」について 2002年に特別措置法が終了してから特別に指定されていた「同和地区」は、指定が解除され存在しなくなりました。当然に「同和地区出身者」もいなくなりました。存在しないことを関係部署に周知の徹底をしていくことが大切です。 よって、県民へ誤解と思いをすり込む「同和地区・被差別部落出身者等」の用語は使わないことを要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
58	4	前文1行目「～現在もまだ存在しています」について 神奈川県は、同和問題の解決の進捗に従って、「まだ解消された状況にあるとはいえません」と記述してきました。「現在もまだ存在しています」の記述は、これまでの解決の進捗と職員の努力を後退させる記述となっております問題です。 1行目は「同和問題への偏見や誤解は、解消されつつあります。」と要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
59	4	前文2行目から7行目「また、近年は～推進します」について 部落差別はヘイトスピーチ問題とは異なり、公然と差別的言動をおこす状況にありません。そうした行為が時として発生しても、それらの言動を許さない社会的合意が強く存在しています。またインターネットなどでの匿名による陰湿な行為も起きたりもしますが、それらも公然と支持が得られる状況にはありません。 日本社会は、部落という「識別情報」が差別の理由にならない状態を作り出してきました。 現実社会及びインターネット上でも「部落」に関する言論表現行為について、「部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況」を積極的につくり出す言論表現活動を進めることが基本です。 投稿内容について、「落書き」的内容は無視し、投稿に侮蔑排斥など人権上問題があるならば批判意見を書き込むこと、問題がある投稿を大勢の人が検索するような記事にしないことをマスコミにも徹底する。刑法民法に抵触する内容ならその旨コメントし公的機関に通報することが大事です。 権力的規制一辺倒ではなく、議論を通じて国民合意の形成で「受け入れない」状況を作り出してゆくものです。行政がモニタリングと称して「部落」情報を排除することは、国民の言論表現の自由を侵害し、国民の間での議論まで排除しかねず、民主主義の前進には役立ちません。 2行目から7行目は「権利侵害や不利益を被ることのないよう、同和問題について、一人一人が正しい理解と認識を深め、人と人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。」とするよう要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
60	4	（1）主な取組みの方向「ア 同和教育の推進」本文について 「～に、差別に遭遇したときに、～」について 神奈川県教育委員会は「神奈川県同和教育基本方針」は、かながわ人権施策推進指針の人権教育の推進の中に含まれています、としています。ことさらに「差別に遭遇した時に、」を強調しなければならない状況にはないと考えます。 よって、「差別に遭遇したときに、」の文言は必要なくなりましたので、削除し、以下の内容に改定することを要望します。 「同和問題について正しい理解と認識を深め、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進し、自ら正しい判断に基づき行動ができる生徒等を育成します。」	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
61	4	（1）主な取組みの方向「イ 同和問題（部落差別）についての正しい理解を深めるための啓発の推進」の表題について 同和教育は、同和問題解決の進捗に従って「かながわ人権施策推進指針の人権教育の推進の中に包含」されています。「イ」の表題は明らかに後退・逆行しています。今日まで40年に渡る地域住民、団体、県民、行政の努力の成果がないがしろにされるのは許しがたいことです。 よって、イの表題は、「同和問題（部落差別）についての正しい理解を深めるための啓発の推進」ではなく、「人権尊重意識の啓発」にすることを要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
62	4	(1) 主な取組みの方向「イ 同和問題（部落差別）についての正しい理解を深めるための啓発の推進」の本文について 民主主義の進展に沿って同和問題は解決の道を歩み、行政の主体性の発揮により現在、同和団体の役割は「必要な組織」から「補足的な組織」の位置に替わりつつあると考えます。ことさらに「触れる機会を提供する」必要性は少ないと考えます。 よって、「イ」の内容は以下のように改訂することを要望します。 「同和問題に対する偏見や誤解をなくし、国、市町村、企業、団体等との連携を図り、人権尊重意識を啓発します。」	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
63	4	(1) 主な取組みの方向【当事者支援等の推進】について 「当事者」とは誰ですか。2002年に特別法が終了して、「同和地区」「同和地区住民」「当事者」等は存在しなくなりました。指針が誤った「用語」を県民へ発信することは問題と考えます。 よって【当事者支援等の推進】を設けなくて、「アからオ」までを今までの指針と同じように【教育・啓発等の推進】枠の中に入れるように要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
64	4	(1) 主な取組みの方向「エ 同和問題（部落差別）に関する相談体制の充実」について 行政は特別対策から一般対策へ移行しており、すでに人権課題の一つとして相談窓口があり、新たに特別な窓口（相談体制）は不要です。 同和問題は、2002年以降全国的にも神奈川県内の関係市町でも特別な相談窓口から、様々な人権課題の一つとして「人権課題」の相談窓口で対応・実施されています。同和問題解決の進捗状況を考えれば、新たに特別な「部落差別」の相談窓口を再設定することは、「人権屋根」の横に「同和屋根」を作ることになり、地域住民や県民の目に異常が可視化され、誤解と偏見を新たに発生させます。今日までの地域住民、団体、県民、行政の努力が無になります。 よって、「エ 同和問題（部落差別）に関する相談体制の充実」の項目と内容は全文削除することを要望します。	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
65	4	(1) 主な取組みの方向「オ インターネットを悪用した部落差別の抑止」の本文について インターネットなどでの匿名による陰湿な行為も起きたりもしますが、それらも公然と支持が得られる状況にはありません。日本社会は、部落という「識別情報」が差別の理由にならない状況を作り出してきました。行政は権力的規制一辺倒ではなく、議論を通じて国民合意の形成で「受け入れられない」状況を作り出してゆくことが大切です。行政がモニタリングと称して「部落」情報を排除することは、国民の言論表現の自由を侵害し、国民の間での議論まで排除しかねず、人権指針の趣旨には役立ちません。 よって、「差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題ある書き込みについては、法務局を通じて削除依頼を行う等、インターネットを悪用した部落差別の抑止に努めます。」を削除して、以下の内容に改定するよう要望します。 「投稿内容について、「落書き」的な内容は問題視せず、投稿に侮蔑排斥など人権上問題があるならば批判意見を書き込むこと、問題がある投稿を大勢の人が検索するような記事にしないことをマスコミが考慮することを要請します。刑法民法に抵触する内容ならその旨コメントし公的機関に通報し問題の解決をしていきます。」	D	「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、いただいたご意見は指針に反映できません。
E その他（感想・質問等）				
66	4	(性的マイノリティのカップルについて) せめて何年か同居していたら内縁関係とするなど法改正をしてもらいたいです。	E	国が所管する法改正に関するご意見であるため、県として具体的な対応はいたしかねます。
67	4	神奈川県におけるワクチンパスポート制度を取入れている会社、事業店があるが、断固としてワクチンパスポート撤廃を求める。理由は埼玉弁護士会の会長声明文の通りである。	E	「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」は厚生労働省が所管する制度であるため、県として具体的な対応はいたしかねます。